

賠償共済(食中毒保険)のご案内

新年度になりました。今回は賠償共済(食中毒保険)のご案内です。

毎年、保健所に届け出される食中毒の件数は、ここ10年ほど全国で1,000~1,500件程度で推移しています。

当協会では、消費者保護と食中毒等の万が一の事故のため、共済(保険)制度を実施しております。食品衛生協会の会員であれば、どなたでも加入できる食品事故等にかかわる共済制度です。

(1)食品営業賠償共済

提供した食品により、お客様の身体に被害を与えてしまったとき、請求される損害賠償金を共済金としてお支払いします。

レギュラーコース : 5千万円までの補償

ワイドコース : 1億円までの補償

掛金は、レギュラーコースの場合、年間売上高 3千万円未満の飲食店の場合、年間2,700円です。

(2)総合食品賠償共済(あんしんフード君)

食中毒補償はもちろん、業務上の過失による事故、施設の欠陥に起因する事故や漏水事故、お客様からのお預かり品に係わる損害補償、また消毒費用、弁護士費用、お詫び広告費用などの各種費用損害も幅広く補償します。

掛金は、年間売上高 3千万円未満の飲食店の場合、年間9,000円です。



◎食品衛生協会独自のうれしい特典があります。

☆特別費用 : お支払いした保険料の10%を特別費用としてお支払いします

☆火災見舞金 : 営業施設が火災に遭われた場合、お見舞い金をお支払いします。

- ・1年間の共済期間でいつからでも始められます。(契約開始日は毎月1日、15日)
- ・2年目以降は口座振替制度の利用で継続手続きも簡単です。(振替手数料は不要)
- ・納得の掛金で大きな補償、経営安定に貢献します。

詳しくは、福岡市食品衛生協会 最寄りの支所へお問い合わせ下さい。